

## 第4次松本市多文化共生推進プラン施策一覧表

(基本目標) 1 つながる・たのしむ(「みんな」が違いを超えて、関わるのが楽しいと思えるポジティブマインドの形成)

第4次プラン施策の方向性	第4次プラン取組 (※★は第4次プランからの新規取組)	担当課	第4次プラン達成のための取組の 具体的活動・行動	令和8年度の具体的な活動内容
1-1 多文化共生キーパーソンの活躍【重点】	1 ○多文化共生キーパーソンの募集及び育成	平和人権共生課	・SNSや交流事業を活用し、キーパーソンの募集に向けた情報発信を行うとともに、交流・研修会の開催を通じて自ら行動する人材育成を図ります。	・多文化共生プラザ主催の料理教室などで、多文化共生キーパーソンの募集を行います。 ・多文化共生キーパーソン交流会を広く周知し、交流会に参加する人数を増やします。
	2 ○キーパーソンネットワークの形成とキーパーソンネットワークを生かした支援	平和人権共生課	・交流・研修会などを通じてお互いの活動を共有する場を設けるとともに、組織的な活動につながるような横断的ネットワークの形成を支援します。 ・キーパーソンネットワークを活かし、困りごとを拾い上げ多文化共生プラザに紹介するなど、外国人住民の支援につなげます。	・多文化共生キーパーソン交流会を通して、それぞれの多文化共生キーパーソンの活動を共有し、自身の活動につなげられるようにします。 ・多文化共生キーパーソン活動検討会を実施し、地域で活動できる内容を検討します。
	3 ○地域づくりセンターとの連携 (各地区に住むキーパーソンと地域づくりセンターがつながり、地域で活躍してもらう取組み)	平和人権共生課 地域づくり支援課 地域づくりセンター	・各地区に居住する多文化共生キーパーソンの見える化を推進し、地域における多文化共生事業の活性化を図ります。 ・多文化共生キーパーソンと積極的な連携を図りながら、活動の支援に取り組みます。	・各地区の多文化共生キーパーソンと地域づくりセンターをつなげる取組みをし、地域事業との連携を検討します。 ・センター長会を通してキーパーソン事業に関する情報を各センターに周知・依頼します。
	4 ○キーパーソンネットワークを活用した情報発信	平和人権共生課	・SNSを活用した情報共有体制を通じて、イベントや防災等に関する情報発信を行い、外国人住民への情報拡散を図ります。	多文化共生キーパーソンLINEを使用して、イベント、防災関連、多文化共生キーパーソンの活動紹介等を発信します。
	5 ○外国人キーパーソンを「多文化共生推進協議会」委員に委嘱	平和人権共生課	・様々なルーツを持つキーパーソンを委員として委嘱することにより、多様な意見が提起される協議会運営を進めます。	外国人キーパーソンを多文化共生推進協議会委員として委嘱します。
	6 ★キーパーソンとの多文化共生事業開発	平和人権共生課	・多文化共生キーパーソンがチームとなり、主体的に実施する多文化共生プログラムの開発を進めます。	多文化共生キーパーソンの活動を主体的に進める取組みについての検討会を開催します。
1-2 外国人住民の地域活動への参画促進	7 ○外国人住民も情報を得やすい広報 (やさしい日本語の普及等)	平和人権共生課 関係課	・地域へのやさしい日本語の普及により、外国人住民も情報を得やすい広報を目指します。	・市職員向けにやさしい日本語講座を実施し、普段の業務に取り入れるよう周知します。 ・地域づくりセンターや公民館へやさしい日本語の出前講座を働きかけ、周知につなげます。
	8 ○地域住民による地域活動等への参画の働き掛け	地域づくりセンター 生涯学習課・中央公民館 平和人権共生課	・町会との連携を図り、行事への参画を働きかけます。 ・文化祭や運動会、防災訓練等のチラシは、やさしい日本語を使って広報し、行事への参画を促します。 ・交流イベント等の機会を活用し、国籍を問わない地域活動の取組みを紹介しします。	・外国人住民の行事への参画働きかけに資する取組みを検討します。 ・文化祭や運動会等の公民館活動のチラシはやさしい日本語を使用するように取り組みます。 ・多文化共生キーパーソン交流会や多文化共生イベントを活用し、地域活動の取組みを紹介する機会を設けます。 ・地域づくりセンターや公民館と連携し、多文化共生キーパーソンを活用した交流イベントを検討します。
	9 ○外国人住民への学習会等講師依頼	地域づくりセンター 生涯学習課・中央公民館 平和人権共生課	・公民館と連携を図り、講座の実施について検討します。 ・公民館講座や地区人権啓発推進連絡協議会において、外国人住民を講師に迎えた多文化共生推進を図る事業を実施します。 ・地区のキーパーソンや留学生にも講師を依頼し、ロールモデルとなるキーパーソンを育成します。	・公民館と連携し、外国人住民を講師に迎えた講座の実施を検討します。 ・外国人住民を講師に迎えた公民館講座等を実施します。 ・地域づくりセンターや公民館と連携し、地域での講座に多文化共生キーパーソンを活用します。
1-3 交流活動の充実	10 ○多文化共生イベント等の企画・運営及び広報に関する支援	平和人権共生課 (多文化共生プラザ) 地域づくり支援課 地域づくりセンター 移住交流推進室 生涯学習課・中央公民館	・料理教室など、多文化理解を深め、外国人住民と交流する楽しさを知る交流イベントの企画・運営をします。 ・SNSを利用して多文化共生に関するイベントの広報をします。 ・料理教室などの交流イベントを開催します。 ・地区福祉ひろばなどとも連携し、地域での交流イベント開催を推進します。 ・留学生との交流イベントや、留学生から外国語や各国文化を学び、異文化を理解する講座の開催を推進します。 ・地区行事等のチラシは、やさしい日本語を活用するよう周知するとともに、多文化共生プラザとも連携し、広報の支援を行います。	・多文化共生プラザ主催の料理教室、絵本の読み聞かせ等の多文化理解を深めるイベントを企画・運営します。 ・多文化共生プラザのSNS、キーパーソンLINE、松本市公式LINEを活用し、広報をします。 ・平和人権共生課と連携し、交流イベントの開催方法を検討します。 ・留学生から各国文化を学びながら、親睦を深め、異文化理解を促進します。 ・地区行事、講座等のチラシには、やさしい日本語を活用するよう取り組みます。

(基本目標) 2 うけいれる・みとめあう(行政、介護、医療、企業など様々な分野で「みんな」が活躍する、言葉も国籍も多様な社会の創造)

第4次プラン実施の方向性	第4次プラン取組 (※★は第4次プランからの新規取組)	担当課	第4次プラン達成のための取組の 具体的活動・行動	令和8年度の具体的活動内容
2-1 やさしい日本語を用いたコミュニケーションの支援 (重点) (やさしい日本語の普及及び活用)	11 ○日本人住民を対象としたやさしい日本語講座の実施	平和人権共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の活用や地域づくりセンターと連携し、「やさしい日本語」の普及を図ります。</li> <li>・市職員に対する「やさしい日本語」研修を実施し、庁内での普及を図ります。</li> <li>・日本人キーパーソンを対象にやさしい日本語の研修会を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりセンターや公民館の出前講座を活用し、「やさしい日本語」の普及を図ります。</li> <li>・市職員向けにやさしい日本語講座を実施し、普段の業務に取り入れるよう周知します。</li> </ul>
	12 ○松本市が発信する情報のやさしい日本語化	平和人権共生課 関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やさしい日本語」を意識したホームページ、広報記事の作成を推進します。</li> </ul>	「やさしい日本語」を意識したホームページ、広報記事の作成を推進します。
2-2 行政サービスの更なる向上	13 ○「多言語生活ガイドブック」の周知・利用促進	平和人権共生課 市民課 地域づくりセンター 健康づくり課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生プラザ及び関係機関へ依頼し、「多言語生活ガイドブック」の設置や周知を図ります。</li> <li>・外国人転入者に多言語生活ガイドブックの二次元コード一覧表を配布します。</li> <li>・各地区地域づくりセンターに多言語生活ガイドブックの二次元コード一覧表を設置し、周知を図ります。</li> <li>・各保健センターに多言語生活ガイドブック二次元コード一覧表を配布します。</li> <li>・「労政まつもと」に多言語生活ガイドブックの紹介記事を掲載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生プラザ、地域づくりセンター及び関係機関へ、「多言語生活ガイドブック」の設置や周知を図ります。</li> <li>・外国人転入者に多言語生活ガイドブックの二次元コード一覧表を配布します。</li> <li>・各地区地域づくりセンターへの多言語生活ガイドブックの二次元コード一覧表の設置を検討し、周知を図ります。</li> <li>・各保健センターで、必要な方へ多言語生活ガイドブック二次元コード一覧表を周知します。</li> <li>・「労政まつもと」に多言語生活ガイドブックの紹介記事を掲載します。</li> </ul>
	14 ○企業等での生活オリエンテーションの実施	平和人権共生課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークを通じて外国人労働者雇用事業所に生活オリエンテーション(出前講座)を実施します。</li> <li>・「労政まつもと」に生活オリエンテーションの紹介記事を掲載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力確認書提出事業所やハローワークをとおして外国人労働者雇用事業所に生活オリエンテーション(出前講座)を実施します。</li> <li>・「労政まつもと」に生活オリエンテーションの紹介記事を掲載します。</li> </ul>
	15 ○各担当部署の多言語対応体制の充実	平和人権共生課 関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体の多言語対応体制を研究し、翻訳・通訳システムの導入を検討します。</li> <li>・翻訳アプリの普及と活用の促進をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体の多言語対応体制を研究し、翻訳・通訳システムの導入を検討します。</li> <li>・職員向け、地域住民向けに翻訳アプリの普及と活用の促進を目的とした研修を行います。</li> </ul>
	16 ○ごみの分け方・出し方に関する資料とスマートフォンアプリの多言語化	資源循環推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」の配布、スマートフォンアプリ「さんあ〜る」の発信をします。8か国語に対応(英語、中国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、タイ語、ベトナム語)</li> </ul>	「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」を令和8年度版に改訂・多言語翻訳し配布します。併せてスマートフォンアプリ「さんあ〜る」での多言語発信を継続します。
	17 ○各種事業・イベント情報の多言語化とSNSや市ホームページ等を活用しての情報提供	平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報まつもとにイベント情報を掲載します。またSNS や市ホームページで多言語発信を行います。</li> </ul>	広報まつもと、市ホームページ及び松本市公式LINE等から、多文化共生プラザのイベント情報を掲載します。
	18 ○小さな子どもがいる家庭やひとり親家庭でも、安心して仕事ができるサポート体制の構築	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てガイドブック等に外国人住民に伝わりやすい案内を掲載し、サービス利用の利便性向上を図ります。</li> <li>・ファミリーサポート事業では、言語に配慮したマッチングを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の方に伝わりやすいやさしい日本語の表記の窓口案内を掲載します。</li> <li>・言語の配慮が必要な外国人住民には、多言語対応が可能な会員とのマッチングを優先的に行います。</li> </ul>
	19 ○相談機関のリスト化と多言語による情報発信	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関をリスト化し、関係機関にチラシ設置を依頼し活用促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関リストを見直します。</li> <li>・相談機関で実際の相談対応が困難な場合があるため、ハローワークにある「外国人雇用サービスコーナー」での対応に協力していきます。</li> </ul>
	20 ★転入窓口における多様な言語、メディアによる行政情報の提供	市民課 関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語転入動画の活用により、外国人転入者の負担軽減を図ります。</li> </ul>	多言語転入動画の活用により、外国人転入者の負担軽減を図ります。
2-3 相談体制の充実 (多文化共生プラザの拡充・アウトリーチ)	21 ○多文化共生プラザによる寄り添い支援	平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内のみならず、必要に応じて行政窓口等への同行や問題解決までのフォローアップを行います。</li> </ul>	必要に応じて行政窓口等への同行や支援会議への参加等、問題解決までのフォローアップを行います。
	22 ○多文化共生プラザ相談員のスキルアップ	平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討や研修受講による相談員のスキルアップや複雑多岐な相談への組織的な対応に努めます。</li> </ul>	事例検討や研修受講による相談員のスキルアップや複雑多岐な相談への組織的な対応に努めます。
	23 ○多文化共生プラザ相談員と多文化共生キーパーソン、民生・児童委員等との連携 (困りごとの拾い上げや早期発見)	平和人権共生課 (多文化共生プラザ) 福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民の困りごと、地域での困りごとなどの拾い上げを行い、事案に応じ他の相談機関とも連携し対応します。</li> </ul>	民生委員・児童委員協議会地区会長会及び地区定例会において、各種啓発研修会開催に係る周知を行います。
	24 ○地域づくりセンターとの連携 (地域での困りごとを拾い上げ多文化共生プラザなどの相談窓口へつなぐ)	平和人権共生課 (多文化共生プラザ) 地域づくり支援課 地域づくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生キーパーソンと地域づくりセンターが直接連携を図れる仕組みを作り、多文化共生プラザも連携し、地域での困りごとに円滑に対応します。</li> <li>・多文化共生キーパーソンと協力し地域全体で外国人住民の困りごとを拾い上げられるような仕組みづくりを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区と多文化共生キーパーソンとの懇談を実施します。</li> <li>・各センターに寄せられた外国人住民の困りごとを人権共生課(多文化共生プラザ)に速やかにつなげる仕組みをセンターとともに検討します。</li> </ul>
	25 ○アウトリーチ活動の展開 (地域で支援活動を行う団体等と連携)	平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で支援活動を行う団体等と連携し、地域での相談活動に取り組めます。</li> </ul>	地域づくりセンターや地域で支援活動を行う団体等と連携を強化するため、アウトリーチを実施します。
	26 ○多文化共生プラザ相談事例の発信	平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生プラザの周知の一環として、相談事例を市ホームページ、SNSなどで発信します。</li> </ul>	多文化共生プラザの周知の一環として、相談事例を市ホームページ、SNSなどで発信します。

2-4	災害対応力の向上	27	○「防災ハンドブック」の周知・利用促進	市民課 平和人権共生課 危機管理課 地域づくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に「防災ハンドブックの二次元コード一覧表」を提供し、生活を送る上での安心を高めます。</li> <li>・出前講座等において、防災ハンドブックを周知するとともに、活用を提案します。</li> <li>・平和人権共生課と連携し、出前講座、防災学習、防災士部会等の機会を活用して周知を図ります。</li> <li>・各地区地域づくりセンターに防災ハンドブックの二次元コード一覧表を設置し、周知を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に「防災ハンドブックの二次元コード一覧表」を提供し、生活を送る上での安心を高めます。</li> <li>・出前講座等において、防災ハンドブックを周知するとともに、活用を提案します。</li> <li>・引き続き、平和人権共生課と連携し、出前講座、防災学習、防災士部会等の機会を活用して周知を図ります。</li> <li>・各地区地域づくりセンターへの防災ハンドブックの二次元コード一覧表の設置を検討し、周知を図ります。</li> </ul>
		28	○居住地区での防災訓練・避難所設営訓練への参加	平和人権共生課 (多文化共生プラザ) 危機管理課 地域づくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の SNS 等での情報発信を通し、外国人住民への防災意識の啓発に努め、防災訓練等への参加を促進します。</li> <li>・被災地避難所における外国人避難者の状況など、避難訓練への意識を高めるための情報を展開します。</li> <li>・出前講座や防災学習等の機会を活用し、自主防災組織等に対して、外国人住民の視点を捉えた防災訓練の企画や在住する外国人住民への訓練参加の呼びかけについて促します。</li> <li>・防災訓練等への参加を呼び掛けるとともに、多言語による表示等の活用により、外国人住民にわかりやすい内容となるよう努めていきます。</li> <li>・避難所運営訓練の中に、「日本語の不自由な外国人住民への対応」「多言語表示シートの活用」「多言語での情報の発信」といった要素を取り入れます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の SNS 等での情報発信を通し、災害時に役立つアプリやホームページを紹介するなど、外国人住民への防災意識の啓発に努め、防災訓練等への参加を促進します。</li> <li>・信州大学留学生への防災ガイダンス</li> <li>・外国人向けホテル従業員を対象とした防災講座</li> <li>・松本城で活動している通訳ボランティア等を対象とした防災講座</li> <li>・平和人権共生課、危機管理課と連携し、防災訓練や避難所運営訓練の実施方法を検討します。</li> </ul>
		29	○外国人住民・キーパーソン・地区住民合同の災害時対応講座の実施	平和人権共生課 危機管理課 地域づくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生キーパーソン研修会、出前講座などを通し、外国人及び日本人住民の防災意識高揚を図ります。</li> <li>・多文化共生キーパーソンと松本市防災連合会防災士部会の会員が連携し、外国人住民の視点を捉えた合同の防災訓練を実施していきます。</li> <li>・キーパーソンとの連携を図り、いざという時に外国人住民が困らないよう講座を実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生キーパーソン研修会、出前講座などを通し、外国人及び日本人住民の防災意識高揚を図ります。</li> <li>・総合防災訓練での外国人に対する避難誘導訓練を実施します。</li> <li>・平和人権共生課、危機管理課と連携し、講座の実施方法を検討します。</li> </ul>
		30	○災害時要援護者支援プランの推進	福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等の避難行動に支援が必要な者の情報（避難行動要支援者名簿）を、条例に基づき平常時から地域関係者へ提供し、地域における避難支援体制づくりを進めます。</li> <li>・名簿に掲載された者の個別避難計画を順次策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の活用（個別避難計画の策定）について、地域関係者や福祉専門職に対して周知啓発を行い、地域における避難支援体制づくりを進めます。</li> <li>・個別避難計画は、土砂災害警戒区域に居住する福祉サービス利用者から優先的に策定します。</li> </ul>
		31	○災害多言語支援センターの設置・運営訓練の実施及び他団体との連携確認	平和人権共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年に1度災害多言語支援センター設置・運営訓練を実施し、業務内容の確認をするとともに、関係機関など（市民団体・多文化共生キーパーソンなど）との連携・役割分担を整理します。</li> <li>・災害多言語表現シートや翻訳アプリなどのツールを活用した多言語訓練を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害多言語支援センター設置・運営訓練を実施し、業務内容の確認をするとともに、関係機関など（市民団体・多文化共生キーパーソンなど）との連携・役割分担を整理します。</li> <li>・センター設置・運営マニュアルの見直しを行います。</li> <li>・災害多言語表現シートや翻訳アプリなどのツールを活用した多言語訓練を実施します。</li> </ul>
		32	○SNS等による、伝わりやすさを意識した防災に関する情報の提供	危機管理課 平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安心ネット」や「LINE」等の情報配信ツールを活用して災害関連情報を提供します。</li> <li>・災害発生前後には SNS 等で、やさしい日本語を含む多言語での情報発信を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き「安心ネット」や「LINE」等の情報配信ツールを活用して、災害関連情報を提供します。</li> <li>・災害発生前後には SNS 等で、やさしい日本語を含む多言語での情報発信を実施します。</li> </ul>
		33	○松本安心ネットや L アラート等を活用した、伝わりやすい災害情報発信についての研究	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民に対する最適かつ多様な効果的な災害情報発信について研究します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松本安心ネットや L アラート等、導入済みのサービスだけでなく、新規サービスの導入検討を行います。</li> </ul>
34	○キーパーソンネットワークを活用した外国人住民への災害情報拡散	平和人権共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの外国人住民に防災・災害情報を伝達するため、キーパーソン・ネットワークを活用した情報拡散を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの外国人住民に防災・災害情報を伝達するため、キーパーソンネットワークを活用した情報拡散を図ります。</li> </ul>		
2-5	医療へのアクセス向上	35	○既存の医療通訳システム、通訳者に関する研修・制度や ICT 技術などの情報収集	平和人権共生課 福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な取組みを行う行政、医療機関の情報を収集し、関係部局と連携して導入に向けた検討を行います。</li> <li>・所管する診療施設において、既存の医療通訳システムの活用や多言語表示による診療体制を整えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な取組みを行う行政、医療機関の情報を収集し、関係部局と連携して導入に向けた検討を行います。</li> <li>・所管診療施設にて、多言語問診票の配備、スマホアプリなどの通訳システム活用による多言語診療体制を確保します。</li> </ul>
		36	○県、近隣都市や医療機関との連携の呼びかけ、実現可能な通訳システムの研究、キーパーソンネットワーク活用などの研究	平和人権共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県医療通訳コールセンターの周知を図るとともに、課題の把握、改善に向けて県と協議します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生プラザの SNS、キーパーソン LINE などを活用し、長野県医療通訳コールセンターの周知を図ります。</li> </ul>
		37	○外国人住民が医療機関へ行きやすくなるための多言語表示の作成、活用促進	病院局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県医療通訳コールセンターのチラシを受付近くに掲示します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県医療通訳コールセンターのチラシを受付近くに掲示します。</li> </ul>
		38	○多言語対応医療機関の情報提供	保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口やホームページを活用し、多言語対応可能な医療機関についての情報提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ見直しにより回遊性を高め、アクセス数を向上させます。</li> </ul>
		39	○医療機関への情報提供 (外国人患者受入れに係る情報等)	保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人患者受け入れに係る情報などについて、医療機関へ情報提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ等を通じ医療機関等へ情報提供を行います。</li> </ul>
40	★市立病院における多言語表示・案内の促進	病院局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、翻訳機能アプリがインストールされたタブレット及び、英語・ハンガール・中国語・ポルトガル語・スペイン語に対応した医師・看護師・受付向けの定型文をまとめた冊子を受付カウンター横に配備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、翻訳機能アプリがインストールされたタブレット及び、英語・ハンガール・中国語・ポルトガル語・スペイン語に対応した医師・看護師・受付向けの定型文をまとめた冊子を受付カウンター横に配備します。</li> </ul>		
2-6	生活のための環境整備と就業に向けた情報発信	41	○スムーズな住宅確保につながる支援	平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のガイドブックの活用や、県住宅供給公社との連携を通じて、スムーズに住宅が確保できるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドブックの活用や、県住宅供給公社との連携を通じて、スムーズに住宅が確保できるよう支援します。</li> </ul>
		42	○定住希望者が安心して暮らし続けるための就労支援（履歴書の記入や面接等のサポート）	商工課 平和人権共生課 (多文化共生プラザ) 移住交流推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴書の記入方法や雇用面接時の注意事項など、相談者のニーズに応じた情報提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働に関する相談、心の健康相談窓口を開設し、相談及び助言を行います。</li> <li>・履歴書の記入方法や雇用面接時の注意事項など、相談者のニーズに応じた情報提供を行います。</li> </ul>
		43	○外国人就労・定着支援研修等の周知	平和人権共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人就労・定着研修実施団体との連携を図るとともに、当該研修の周知に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人就労・定着研修実施団体との連携を図るとともに、当該研修(日本国債協力センターのオンライン日本語教室)の周知に協力します。</li> </ul>
		44	○多言語対応が困難な相談機関との協力	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語対応が困難な相談機関と既存の多言語機関（ハローワーク松本・多文化共生プラザ等）との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多言語対応が困難な相談機関と既存の多言語機関（ハローワーク松本・多文化共生プラザ等）との連携を図ります。</li> </ul>
		45	○積極的な外国人材雇用を実践する企業の紹介	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践事例を収集し、ホームページに紹介記事を掲載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践事例を収集し、「労営まつも」に紹介記事を掲載します。</li> </ul>
		46	○起業支援に関する情報収集・発信	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所が行う創業スクール、創業相談などについて情報発信を行います。</li> <li>・家賃補助、利子補給などの起業支援制度の周知を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松本商工会議所と連携しながら、国籍を問わず、創業関連情報等の提供を行います。</li> </ul>
		47	★外国人労働者の雇用ニーズ把握	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業への実態調査を行い実情を把握します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の実情に即した支援策を検討します。</li> </ul>
		48	★外国人介護人材の獲得に向けた関係機関との連携	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れ支援機関である監理団体や登録支援機関と連携し、介護事業所での外国人介護人材の活用を支援します。</li> <li>・外国人介護人材の日本語能力向上を目的に、日本語学校と連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業所向け受入制度学習セミナー開催</li> <li>・介護事業者のための相談窓口設置事業の実施</li> <li>・外国人材及び雇用事業所のための日本語学習支援事業の実施</li> <li>・公営住宅を活用した居住支援</li> </ul>

(基本目標) 3 まなぶ・そだつ(どの子ども言語・文化・心理的な違いを理解し、成長する機会の創出と、外国にルーツを持つ誰もが日本語を学べる環境の整備)

第4次プラン施策の方向性		第4次プラン取組 (※★は第4次プランからの新規取組)	担当課	第4次プラン達成のための取組の 具体的活動・行動	令和8年度の具体的活動内容
3-1 子育て・教育環境の充実【重点】		49 ○学校生活やルール等をまとめたガイドブックの作成と活用	学校教育課	・対象園児が在籍する保育園及び保護者にガイドブックを配布します。また、入学前ガイダンスの説明資料としてガイドブックを活用します。	入学前説明会の説明資料としてガイドブックを活用します。必要に応じて対象園児が在籍する保育園及び保護者に資料を配布します。
		50 ○放課後児童健全育成事業の周知	こども育成課	・外国人住民の保護者及び児童に対し、学校及び指定管理者等と連携を取りながら、事業内容について通訳による説明を行います。	施設利用に際して通訳を必要とする児童については、利用開始時の施設案内及び職員とのコミュニケーションのため、通訳派遣等を活用し支援を行います。
		51 ○入学前ガイダンスの周知・実施及び関係資料の多言語化	学校教育課 保育課	・小・中学校入学に当たっての保護者の不安を解消するための、各言語に対応した「進学ガイド」を作成し、ガイダンスを行います。また、中学卒業後の進路について、長野県国際化協会との共催でガイダンスを行います。 ・入学前ガイダンスの実施に当たり、教育委員会や関係機関との連絡調整を行います。	・小・中学校入学に当たっての保護者の不安を解消するための、各言語に対応した「進学ガイド」を作成し、説明会を行います。また、中学卒業後の進路について、長野県国際化協会との共催で説明会を行います。 ・公立保育園・幼稚園において実施します。 ・私立は希望園のみ実施します。
		52 ○子ども日本語教育センターと多文化共生プラザの連携	学校教育課	・子ども日本語教育センターと多文化共生プラザとが、生活上の困りごとを抱えた外国人児童・生徒又はその保護者の生活環境や学校での様子等の情報を共有し連携します。	子ども日本語教育センターと多文化共生プラザとが、生活上の困りごとを抱えた外国人児童・生徒又はその保護者の生活環境や学校での様子等の情報を共有し連携します。
		53 ○多言語相談での個別対応	学校教育課 平和人権共生課	・各校の依頼を受け、個別懇談会等に通訳を派遣し、進路指導、生活指導等に対応します。	各校の依頼を受け、個別懇談会等に通訳を派遣し、進路指導、生活指導等に対応します。
		54 ○高等教育学校等へのスムーズな進学支援	学校教育課	・「中学生のための進学相談会」において高等教育学校以上の進路についての説明を行います。 ・外国にルーツを持つ対象生徒の日本語力について資料を作成し、入学先の高等教育学校等に送付します。	・「中学生のための進学相談会」において高等教育学校以上の進路についての説明を行います。 ・外国にルーツを持つ対象生徒の日本語力について資料を作成し、入学先の高等教育学校等に送付します。
		55 ○就学状況調査の実施と個別対応	学校教育課 平和人権共生課 (多文化共生プラザ)	・不登校については外国籍児童生徒関係なく関わります。 ・多文化共生プラザで、就学に関する相談に応じるとともに、該当児童・生徒の日本語学習機会確保を図ります。	・不登校については外国籍児童生徒関係なく関わります。 ・多文化共生プラザで、就学に関する相談に応じます。
		56 ○多言語の学校文書テンプレート作成	学校教育課	・学校行事やPTA 関連の行事案内の多言語対応のテンプレートを作成しています。利用しやすいよう内容の充実にも努めるとともに、各校に周知し、利用が進むように図ります。 ・「やさしい日本語」で作成した通知の良さについても事業説明会等で周知します。	・学校行事やPTA 関連の行事案内の多言語対応のテンプレートを作成しています。利用しやすいよう内容の充実にも努めるとともに、各校に周知し、利用が進むように図ります。 ・「やさしい日本語」で作成した通知の良さについても事業説明会等で周知します。
		57 ○日本語教室での子どもの受入れ	生涯学習課・中央公民館	・日本語教室への子どもの受け入れについては、既存の日本語教室に親子で参加してもらう等の工夫をして参加を促していきます。	既存の日本語教室に親子で参加してもらうことを継続していきます。
		58 ○未就学児の現状把握と個別対応	保育課 学校教育課	・教育委員会の依頼により、公私立の保育園、幼稚園、認定こども園における「入学予定児童に係る外国籍児童の実態調査」に協力し、子どもや保護者の実態把握に努めます。 ・日本語支援が必要な来入児のためのプレ日本語教室を行います。	・公立保育園・幼稚園、私立園全てにおいて実施します。 ・日本語支援が必要な来入児のためのプレ日本語教室を行います。
		59 ○「子育てガイドブック」の多言語化	こども育成課	・「子育てガイドブック」にやさしい日本語で「外国人のみなさんへ」というページを設け、外国語で相談できる窓口の案内を掲載しています。また、外国人住民のための多言語生活ガイドブックのQRコードを掲載しています。	「子育てガイドブック」にはやさしい日本語による外国の方向けの案内を掲載しています。案内が必要な方に対して適切な窓口案内ができるよう、わかりやすい文章の掲載を引き続き検討します。
		60 ○多言語による「つどいの広場事業」と「こどもプラザ事業」の周知	こども育成課	・英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語の利用案内を作成し、必要に応じて配布できるよう、各こどもプラザに設置しています。	案内が必要な方に対して適切な窓口案内ができるよう、わかりやすい文章の掲載を引き続き検討します。
		61 ○入園時、在園中のやさしい日本語活用・多言語化対応による保護者支援	保育課	・園児や保護者のニーズに合わせ、必要に応じて翻訳や通訳による支援を実施します。	・スマートフォン翻訳アプリの統一導入の検討します。 ・園における多言語対応に係る好事例の共有します。
		62 ○子育て支援を行う関係機関等との連携	平和人権共生課 (多文化共生プラザ) 健康づくり課	・子どもに関する悩みや困りごとなど、多文化共生プラザで受けた相談に応じ、関係機関との連携を図ります。 ・乳幼児健診や新生児訪問など、必要に応じて、通訳者を派遣します。 ・保健センターからの依頼により、乳幼児健診へ通訳者を派遣します。	・子どもに関する悩みや困りごとなど、多文化共生プラザで受けた相談に応じ、関係機関との連携を図ります。 ・乳幼児健診や新生児訪問など、必要に応じて、通訳者を派遣します。 ・乳幼児健診や新生児訪問など、必要に応じて多文化共生プラザと連携し、通訳者の派遣を依頼します。
		63 ○こどもプラザでの情報提供 (多文化共生プラザや病後児保育などの情報)	平和人権共生課 (多文化共生プラザ) 関係課	・多文化共生プラザや病後児保育などの情報を多言語で提供します。	多文化共生プラザや病後児保育などの情報を多言語で提供します。
		64 ○育児相談・指導の実施	健康づくり課	・保健センター等で外国人住民の育児相談を行います。	保健センター等で外国人住民の育児相談を行います。
		65 ○こどもプラザや保健センター等を利用することができない保護者(親子)への個別支援	健康づくり課	・地区担当保健師による家庭訪問等を行います。	地区担当保健師が家庭訪問等を行います。
		66 ○多言語化された母子手帳の活用	健康づくり課	・妊婦の言語に応じた母子手帳を発行し、出産・育児を支援します。(英語、韓国語、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語)	妊婦の言語に応じた母子健康手帳を発行します。
		67 ○多言語化された予防接種予診票の活用	健康づくり課	・受診者の言語に応じた予診票を活用し、外国人住民の健康増進を図ります。 予診票は17か国語に対応します。(英語、中国語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、ネパール語、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、モンゴル語、ロシア語、ウクライナ語) また、一部の言語では予防接種の概要説明の冊子を配布します。	受診者の言語に応じた予診票や概要説明の冊子を発行します。
		68 ○多言語化された乳幼児健診おたずね票の活用	健康づくり課	・保護者の言語に応じた乳幼児健診おたずね票を活用し、乳幼児の発達を支援します。(英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語)	保護者の言語に応じた乳幼児健診のおたずね票をお渡しし、保護者の相談や乳幼児の発達を支援します。

3-2	子どもの居場所づくり	69	★学都松本寺子屋事業の活用による外国にルーツを持つ子どもの学びの場の創造	教育政策課	・学校や家庭以外の居場所での学習支援を行う団体に対して交付金を支出し、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。	新たな実施団体の掘り起こしや創設支援、様々な情報媒体を活用した事業のPRを行います。
3-3	多文化理解への早期教育	70	○文化の相互理解の推進（各校の学校人権教育等）	学校教育課 生涯学習課・中央公民館 （地区公民館）	・各校の学校人権教育において多文化理解の促進に向けた取組みを実施します。 ・多くの国や地域を紹介しながら交流を行うことを目的とした、多文化共生イベントの在り方について検討します。	各校の学校人権教育において多文化理解の促進に向けた取組みを実施します。 ・多くの国や地域を紹介しながら交流を行うことを目的とした、多文化共生イベントの在り方について検討します。
		71	○母語・母文化教育につながる支援	平和人権共生課 （多文化共生プラザ）	・外国人児童・生徒が抵抗感なく自身の母語・母文化を学べるよう、情報の収集と提供を実施します。	全ての子どもを対象に、多文化共生プラザで多文化共生に関わる子ども向けのイベントを開催します。
3-4	日本語教育体制の整備	72	○日本語ボランティアの募集	生涯学習課・中央公民館	・各教室の状況を的確に把握し、広報まつもとや主催講座の実施などを通じてボランティアの募集を行います。	広報まつもとや主催講座の実施を通じて、ボランティアの募集、確保を継続します。
		73	○教材・指導書等の充実（教材リストの情報発信等）	平和人権共生課 生涯学習課・中央公民館 （地域日本語教室）	・長野県地域日本語教育コーディネーターや認定日本語教育機関が推薦する日本語教育教材を充実するとともに、教材リストの情報を発信します。 ・教室のニーズに合った教材を各教室の代表者と相談の上購入し、教室のより良い運営につなげます。	・長野県地域日本語教育コーディネーターや認定日本語教育機関が推薦する日本語教育教材を充実するとともに、教材リストの情報を発信します。 ・医療、介護など、教室のニーズにあった教材を購入し、教室のより良い運営につなげます。
		74	○日本語教室に関する情報の収集・発信	平和人権共生課 生涯学習課・中央公民館	・日本語教育を希望する相談者に対し、ニーズに応じた教室の情報を提供します。 ・外国人住民への適切な情報提供のため、日本語教室の開設状況等を情報収集し、広報まつもとやSNS等で教室の情報を発信します。また、企業向けにも情報発信します。	広報やSNSなどの媒体を利用し、受講希望者へ情報発信します。
		75	○多様なニーズへの対応力を高めるための日本語ボランティア講座の開催	生涯学習課・中央公民館	・参加者のニーズ分析や国、県の政策を勘案しながら、日本語ボランティアの知識やスキルの向上につながる講座を開催します。また、ボランティアでは対応が難しいケースを想定し、日本語講座の在り方も研究します。	日本語ボランティアの知識、スキルを向上するため、県主催の講座を受講するよう周知していきます。
		76	○情報交換や交流をベースにした日本語学習活動の支援	平和人権共生課	・活動場所の提供や広報などに協力します。	地域の日本語教室や日本国債協力センターが行っているしごこのための日本語講座の情報提供や広報に協力します。
		77	○地域日本語教育コーディネーターとの連携	生涯学習課・中央公民館	・長野県地域日本語コーディネーターと連携し、日本語教室のより良い運営に繋げていくとともに、各教室のスタッフへの助言、相談等の協力を依頼します。	各教室のスタッフへの助言、相談について、長野県地域日本語コーディネーターと連携して取り組んでいきます。
		78	○日本語教育推進体制の充実のための、横断的な体制の構築	生涯学習課・中央公民館 平和人権共生課 学校教育課	・年齢、国籍、就労状況など、多様な日本語教室ニーズへの対応に向けて、教育委員会、公民館と定期的に協議を行います。	年齢、国籍、就労状況など、多様な日本語教室ニーズへの対応に向けて、教育委員会、公民館、平和人権共生課と定期的に協議を行います。
		79	○教職員の支援力の向上のための研修会等の定期開催	学校教育課	・日本語支援開始に当たって研修会を開催し、学校での支援体制や事務手続きについて、支援に関わる教職員に周知します。	日本語支援開始に当たって研修会を開催し、学校での支援体制や事務手続きについて、支援に関わる教職員に周知します。
		80	○学校との連携による支援体制づくり	学校教育課	・指導主事の学校訪問や定例の松本市子ども日本語教育センター連絡会において、支援対象児童生徒の学習状況等を把握します。また、松本市子ども日本語教育支援員の授業を随時参観し、支援の状況や児童生徒の状況を把握し対応します。	指導主事の学校訪問や定例の松本市子ども日本語教育センター連絡会において、支援対象児童生徒の学習状況等を把握します。また、松本市子ども日本語教育支援員の授業を随時参観し、支援の状況や児童生徒の状況を把握し対応します。
		81	○日本語・バイリンガル支援員の養成と活用	学校教育課	・「松本市子ども日本語教育支援員養成研修」を随時実施します。 ・バイリンガル支援のニーズに合わせて積極的に配置します。	・「松本市子ども日本語教育支援員養成研修」を随時実施します。 ・バイリンガル支援のニーズに合わせて積極的に配置します。

(基本目標) 4 かわる・ひろがる(「みんな」が「仲間」として認め合い、互いに力を合わせて活力を生み出す意識の醸成)

第4次プラン施策の方向性	第4次プラン取組 (※★は第4次プランからの新規取組)	担当課	第4次プラン達成のための取組の 具体的活動・行動	令和8年度の具体的活動内容
4-1 多文化共生意識の醸成【重点】	82 ○町会長や民生委員・児童委員、町内公民館長等地域リーダーへの啓発研修の実施	地域づくりセンター 福祉政策課 生涯学習課・中央公民館	・町会長会において、多文化共生の啓発に取り組みます。 ・民生委員・児童委員への啓発研修を実施します。 ・各地区のリーダー的な役割を担う住民が参画する人権推進協議会を主体に視察や研修会等を実施します。	平和人権共生課と連携し、多文化共生の啓発方法について、検討します。 民生委員・児童委員協議会地区会長会及び地区定例会において、各種啓発研修会開催に係る周知を行います。 各地区で、多文化共生意識を高める研修会や視察の実施をします。
	83 ○多文化共生の視点を取り入れた出前講座プログラムの作成と活用促進	平和人権共生課 生涯学習課・中央公民館	・依頼元に応じた出前講座プログラムを作成するとともに、講座依頼の増加のための情報発信に努めます。 ・出前講座で引き続き多文化共生に関する項目をとりあげ、市民向けの出前講座として活用を図ります。	・多文化共生理解全般、やさしい日本語、生活オリエンテーション等のプログラムを準備し、広報活動を進めます。 ・出前講座で多文化共生に関する項目をとりあげ、市民向けの講座として継続して活用を図ります。
	84 ○グローバルな視点を取り入れた多文化共生を考える機会づくり	移住交流推進室	・姉妹・友好都市交流を通して、国際感覚に優れたグローバルな人材育成を目指します。	市民に向けてのオンライン国際交流イベントや姉妹・友好都市との周年事業の実施
	85 ○外国人住民が発信する事業への支援	平和人権共生課	・外国人住民の活躍を応援するため、多文化共生プラザへのチラシ設置、SNSでの発信に協力します。	多文化共生プラザでのチラシ設置や、SNSを活用しての発信をします。
	86 ○地域社会に参画している外国人住民の事例紹介	地域づくりセンター 平和人権共生課	・町会長会を始めとする様々な機会を通して、地域で活動している外国人住民の取組みを紹介し、 ・地域で活躍する外国人住民の事例を日本人住民や留学生向けに発信し、多文化共生意識や定着につながる意識の啓発を図ります。	・平和人権共生課と連携し、外国人住民の取組み紹介の実施方法について、検討します。 ・地域で活躍する外国人住民の事例を日本人住民や留学生向けに多文化共生キーパーソンLINE等から発信し、多文化共生意識や定着につながる意識の啓発を図ります。
	87 ○企業向け多文化理解の促進	商工課	・外国人を雇用した良好事例などをホームページに掲載し発信します。	外国人を雇用した良好事例などを「労政まつもと」に掲載し発信します。
4-2 小中学校等と連携した多文化共生意識の醸成【重点】	88 ★小・中学校等への多文化共生出前講座の実施	平和人権共生課	・関係課と連携し、市内小・中学校への多文化共生に関する出前講座を実施し、早期の多文化共生意識の醸成を図ります。	市内小・中学校への出前講座の実施に向けて関係課と調整をします。
	89 ★海外姉妹都市とのオンライン国際交流	移住交流推進室	・市内在住の中高生を対象に、姉妹・友好都市交流を通して、国際感覚に優れたグローバルな人材育成を目指します。	・市民に向けてのオンライン国際交流イベントを開催し、広く海外姉妹都市を周知します。 ・令和8年度の中高生オンライン国際交流では、できるだけ多くの中高生に興味をもって参加いただけるように、オンライン交流のテーマや内容を検討、広報します。